(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県八頭郡智頭町大字福原字大江田七六一番二から同町大字福原字ワラヒオ口七四〇番まで	前	一二・〇〇～三四・〇〇メートル　〇・二〇〇キロメートル
	後	一六・〇〇～三九・〇〇メートル　〇・二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十日から二週間中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十三号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
鳥取県八頭郡智頭町大字福原字大江田七六一番二から同町大字福原字ワラヒオ口七四〇番まで	一六・〇〇～三九・〇〇メートル　〇・二〇〇キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十七年十月二十日

○中国地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百七十三号	鳥取県八頭郡智頭町大字福原字大江田七六一番二から同町大字福原字ワラヒオ口七四〇番まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月二十日

人事異動

内閣

○厚生労働大臣臨時代理解職

国務大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月十日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる

○外務大臣臨時代理

同　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上十月十一日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

（厚生労働省大臣官房審議官（保健医療福祉総合調整担当））　木下　賢志

厚生労働事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する　宮澤　直幸

内閣官房一億総活躍推進室長代理補を命ずる（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　大島　一博

（同）同　田中　茂明

（同）同　新原　浩朗

（同）同　前川　守

内閣官房一億総活躍推進室次長を命ずる（各通）

（同）同　大塚　幸寛

（内閣官房副長官補付）同　小野田　壮

（内閣官房内閣審議官（内閣官房内閣官房副長官補付））同　菊地　和博

（同）同　高橋　俊之

（同）同　広瀬　直

（同）同　藤本　康二

内閣官房一億総活躍推進室審議官を命ずる（各通）

（環境省大臣官房付）環境技官　秦　康之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（財務省大臣官房付）財務事務官　関口　祐司

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　中原　裕彦

（同）同　蓮井　智哉

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　水田　功

（厚生労働省中央労働委員会事務局審査総括官（併）職業能力開発局）厚生労働事務官　弓　信幸

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　吉岡　秀弥

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　植松　利夫

内閣官房一億総活躍推進室参事官を命ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　片岡　進

（同）同　小八木大成

（同）同　諏訪園健司

（同）同　玉川　淳

内閣官房一億総活躍推進室参事官を命ずる（各通）

（環境省大臣官房付）環境技官　松澤　裕

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する　細井　正弘

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十月十五日）

警察庁

（九州管区警察局広域調整部長）警視長　宮澤　直幸

防衛省に出向させる（関東管区警察局埼玉県情報通信部長）警察庁技官　村井　新

警察庁情報通信局情報技術解析課解析技術評価分析官兼警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センター付を命ずる（防衛省防衛監察本部統括監察官）防衛事務官　柴田　直彦

警視長に任命する　九州管区警察局広域調整部長を命ずる（以上十月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

十月十五日午前十時十五分、宮中において、新任本邦駐在デンマーク国特命全権大使フレディ・スヴェイネの信任状捧呈式を行われた。

十月十五日午前十時四十五分、宮中において、新任本邦駐在ザンビア国特命全権大使ンディオイ・ムリワナ・ムティティの信任状捧呈式を行われた。

行啓

皇后陛下は、十月十五日午後七時五十分御出門、「花房晴美　室内楽シリーズ　パリ・音楽のアトリエ〈第十回記念公演〉」を御鑑賞のため、東京文化会館（台東区）へ行啓、同九時四十八分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

平成27年10月5日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成27年10月20日

農林水産大臣　**林　芳正**

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）